

○昭和女子大学障害学生支援規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、昭和女子大学(以下「本学」という。)における障害学生支援の基本方針(以下「基本方針」という。)に即して、障害学生支援を積極的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 学生 本学の正規の学生(学部及び大学院に在籍する者)、科目等履修生、留学生及び本学の入学を許可された者をいう。
- (2) 障害 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある学生(以下「障害学生」という。)にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切をさす。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、本学における教育研究活動について、機会の提供を拒否すること、提供に当たり場所・時間帯等を制限すること、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと等により、障害学生の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的配慮 本学における教育研究活動において、障害学生が、他の者との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失くした又は過重な負担を課さないものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止及び責務)

第3条 教職員等はその業務を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。教職員等とは、本学の教職員及び本学の業務活動に従事する者をいう。

第4条 学長又は大学院委員会委員長は、障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすることのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じる責務を有する。

第5条 教職員等は、当該部局において障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすることのないよう、授業開設学科及びアクセシビリティ支援推進室(以下「推進室」という。)が定めた配慮を提供する責務を有する。

(合理的配慮の提供)

第6条 教職員等は、その業務を行うに当たり、障害学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときには、障害学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害学生の障害状況に応じて、合理的配慮（以下「配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明がない場合であっても、障害学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、障害学生に対して適切と思われる配慮を提供するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めなければならない。

3 教職員等は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。この場合においては、教職員等と障害学生の双方が互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応するよう留意するものとする。

4 前項の過重な負担については、単に一般的又は抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的かつ客観的に検討を行い判断するものとする。

- (1) 本学における教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度(その目的、内容、機能等を損なうか否か)
- (2) 実現可能性の程度(物理的制約、技術的制約、人的制約、体制上の制約等)
- (3) 費用及び負担の程度
- (4) 本法人の規模、財務状況等

(配慮実施主体)

第7条 授業に関する具体的配慮は、障害学生が所属する学科、障害学生が履修する科目の授業開設学科等が、主たる責任を持って実施する。

2 授業以外に関する具体的配慮は、推進室が配慮申請受付後、協議の上実施する。

(アクセシビリティ支援推進室会議)

第8条 推進室は、全学的な障害学生支援の推進を図るとともに、障害学生支援に関する部局間調整を行い、第10条に定める協議事項を審議することを目的として、アクセシビリティ支援推進室会議(以下「推進室会議」という。)を置く。

(推進室会議組織)

第9条 推進室会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) アクセシビリティ支援推進室長
- (2) 学生部長

- (3) 担当学生部次長
- (4) 学生支援課長
- (5) 学生支援課担当職員
- (6) アクセシビリティ支援推進室担当職員
- (7) その他、推進室長又は学生部長が必要と認める者

2 推進室会議の議長は、推進室長が務める。議長は議事を主宰し、構成員を招集する。

(協議事項)

第 10 条 推進室会議は、次に掲げる事項を協議し、必要と認められた場合は障害学生支援連携会議に諮るものとし、重要事項は推進室が大学部局長会に報告又は上申する。

- (1) 障害学生の配慮のための基本的事項に関すること
- (2) 障害学生の配慮のための提言に関すること
- (3) 障害学生に係る施設設備に関すること
- (4) 障害学生の配慮に係る必要な具体的事項に関すること
- (5) その他、障害学生の配慮に関し必要な事項

(障害学生支援連携会議)

第 11 条 推進室は、学生部のほか、障害学生が所属する学科、障害学生が履修する科目の授業開設学科、専攻及び教務部、アドミッション部、キャリア支援部等と障害学生支援に関する連携を図るため、障害学生支援連携会議(以下、「連携会議」という。)を置く。

2 連携会議は、推進室会議において、必要と認められた案件について協議する。

(連携会議組織)

第 12 条 連携会議の構成員は、第 9 条の推進室会議の構成員の他、次のとおりとし、議長が議事に応じて必要と認めた場合、参加するものとする。

- (1) 担当副学長
- (2) 教務部長
- (3) アドミッション部長
- (4) キャリア支援部長
- (5) 障害学生の所属する学部長又は研究科長、学科長又は専攻主任
- (6) 障害学生の所属するクラスアドバイザー及び大学院研究科専攻の主査等指導教員
- (7) 障害学生の履修する科目の開設学科長又は科目授業担当教員
- (8) 学生相談室長
- (9) 障害関連領域を専門とする者
- (10) 教学支援センター長
- (11) その他、推進室長又は学生部長が必要と認める者

2 連携会議の議長は、副学長が務める。議長は議事を主宰し、構成員を招集する。

(第三者的調整組織)

第13条 障害学生が不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合又は合理的配慮の内容やその決定過程に対して不服がある場合は、「障害学生差別事案解決委員会」(以下「委員会」という。)において不服申立てを受理し、第三者的視点から紛争解決のための調整を行うこととする。

2 前項に規定する不服申立ての窓口は、学生支援課とする。

3 不服申立ては事案が発生した学期の授業終了日から起算して30日後までを期限として行うことができる。

4 委員会は、公平かつ中立的な審査を行うため、対象となる合理的配慮に関わっていない次の委員をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 学生部次長

(3) 委員長が指名する者

5 前項の規定にかかわらず、不服申立ての対象となる事案の決定に関与した者は、当該事案の審査に関わることはできない。

6 委員会に委員長を置き、第4項第1号の副学長をあてる。

7 委員会は障害学生の不服に対し、速やかに建設的対話を通じた合意形成により解決に努めるとともに、その結果(合意形成、棄却、却下等)を当該学生に文書又はメール等の電磁的方法で通知するものとする。

(事務)

第14条 障害学生支援に関する事務は、教学支援センター学生支援課又は推進室を經由して処理するものとする。

(秘密保持義務)

第15条 教職員等は、正当な理由なく、障害学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な実施要項については、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学部局長会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 15 日に改定し令和 6 年 2 月 16 日から施行する。【障がい学生支援委員会規程の廃止及び障がい学生支援室規程の統合に伴い、変更、追加】

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 23 日に改定し令和 7 年 4 月 1 日から施行する。【障がい学生支援室の名称変更及び障害学生支援手続変更に伴い、変更、追加】

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 5 日に改定し令和 8 年 4 月 1 日から施行する。【不服申立ての追加】